

# 時津町人権教育・啓発基本指針

---



時 津 町

平成31年3月

# 目次

## 第1章 基本指針の策定にあたって

1 基本指針策定の目的	1
2 基本指針の性格	1
3 基本的な理念	1

## 第2章 基本指針の考え方

1 基本目標	2
2 基本方針	2

## 第3章 人権教育・啓発の推進

1 様々な場における人権教育・啓発	2
（1）学校	2
（2）家庭、地域	3
（3）職域	4
2 町職員及び教職員に係る人権教育・啓発	4
3 基本指針の推進体制	5

## 第4章 身近な課題と施策の推進

1 女性に関する問題	5
2 子どもに関する問題	6
3 高齢者に関する問題	7
4 障害者に関する問題	8
5 同和問題	8
6 外国人に関する問題	9
7 犯罪被害者等に関する問題	9
8 高度情報化社会に関する問題	9
9 様々な人権問題	10
（1）原爆被爆者等	
（2）性的マイノリティ	
（3）HIV感染者等	
（4）ハンセン病回復者等	
（5）刑を終えて出所した人	
（6）災害時における人権尊重	

## 第1章 基本指針の策定にあたって

### 1 基本指針策定の目的

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

人権教育・啓発の重要性が高まる中、国は、2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）を制定しました。そして、「人権教育・啓発推進法」第5条の規定により、地方公共団体は人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施することとなっています。

このため、本町は、第6次時津町総合計画の中の基本計画「Ⅵ みんなの参加でまちを創る」に掲げる「平等に活躍できる環境づくり」の実現を目指すとともに、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に進めるため、「時津町人権教育・啓発基本指針」を策定します。

### 2 基本指針の性格

この指針は、次の性格を有するものです。

- (1) 「人権教育・啓発推進法」に基づき、かつ、第6次時津町総合計画に掲げる「平等に活躍できる環境づくり」の実現を踏まえ、人権教育・啓発を総合的に推進する施策とします。
- (2) 本指針は、町の様々な施策における諸計画に対して、人権教育・啓発に関する基本指針としての性格を有するものです。今後、施策の推進に当たっては、この指針の趣旨を踏まえ、常に人権の視点を持って取り組むものとします。
- (3) 町内の公共的団体、各種団体、地域等で活動する民間の諸団体においても、本指針の趣旨を踏まえた自主的な人権教育・啓発を期待します。

### 3 基本的な理念

人々の人権を侵害する様々な問題が生じている現状を省みて、町民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを基本指針の理念とします。

## 第2章 基本指針の考え方

### 1 基本目標

本指針では、「人権について正しく理解し、町民一人一人の基本的な人権が尊重され、個人の能力が十分に発揮できる人権共存の社会」を築くことを目指します。

### 2 基本方針

町民一人一人が人権尊重を自らの課題として、あらゆる機会を通じ、また、生涯にわたって人権教育に参加できる効果的な人権教育・啓発を推進します。

- (1) 国、県、各種団体、人権擁護委員等と連携し、学校や家庭、地域、職場等あらゆる場、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発を推進します。
- (2) 生涯学習の視点に立って、幼児期から発達段階を踏まえた人権教育・啓発を推進します。特に、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の醸成に努めます。
- (3) 各人権課題に対する取組みについては、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を一人一人が培っていくような人権教育・啓発を推進します。
- (4) 町民一人一人の人権の尊重の実現に深いかかわりをもつ町職員、教職員に対する人権教育等の推進に努めます。

## 第3章 人権教育・啓発の推進

### 1 様々な場における人権教育・啓発

#### (1) 学校

##### ①現状と課題

家庭や地域における教育力を補完するうえで、学校の果たす役割は大きく、学校における人権教育は極めて重要です。

学校においては、様々な人権問題に対して本質を正しく理解し、具体的な対策や行動を示唆する人権教育を推進していますが、今後、より効果的な教育を行うために、子どもたちの実態を踏まえた心の教育や、人権教育・研修内容の充実を図ることが必要です。

##### ②具体的方策

時津町教育振興基本計画に基づき、各学校は、人権問題について正しい理解と実践を行うために、人権教育の充実に努めます。

#### ア 幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校の連携の推進

子どもたちの発達段階に応じ、教育活動全体を通して、人権に対する正しい知識を身につけ、自他を大切に思う心や態度を養い、集団生活の中から偏見やいじめ等の問題に気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成に努めます。

#### イ 人権問題に関する教育の充実

学校や地域の実情を踏まえ、各教科および特別の教科「道徳」、特別活動、総合的な学習の時間など、全ての教育活動を通して人権問題について正しい理解と人権感覚を高め、自分を大切にするとともに他の人を大切にし、様々な場面で思いやりの態度や行動ができるように努めます。

#### ウ 人権教育の内容の充実

各小・中学校では、これまでの人権教育の中で培われてきた手法や、成果及び課題を踏まえながら、更なる人権教育の内容の充実を図ります。

#### エ 研修内容の充実

教職員自ら豊かな人権感覚を培い、教職員として資質の向上を図るため、人権教育に関する研修、学習内容の充実、実施方法の工夫を図り、自校の実態に応じた効果的な研修に努めます。

#### オ 教育相談体制の充実

子どもたちが抱える諸問題や個別の人権に関わる悩みを発見し、早期に解決する体制づくりを行うなど、よりよい集団生活が送れるよう努めます。

また、スクールカウンセラー等による相談の場を設け、幅広く児童生徒や保護者の悩みに対応します。

#### カ 一人一人の確かな学力の向上

児童生徒の学力を保障するため、基礎基本の定着とその向上に努めます。

#### キ 情報モラル教育の推進

インターネットの利用については、自ら考え適正に利用する青少年の育成及びネットトラブルの防止に向けた環境整備に努めます。学校では児童生徒に対して、情報モラルやルールについての教育を進めるとともに、PTAと連携しながら、保護者に対する啓発に努めます。

#### ク 生徒指導の推進

「いじめや体罰は絶対に認められない」という基本方針のもとに、生徒指導関係研修会等において、一人一人の子どもに対する理解を深め、いじめの早期発見・早期対応や継続的指導の重要性及び体罰禁止の周知徹底を図ります。

## (2) 家庭、地域

### ①現状と課題

あらゆる場における人権教育・啓発活動を継続して実施することで、人権問題についての正しい理解と認識を育て、学校はもとより、家庭、地域が一体となって人権尊重社会づくりを推進していくことが求められています。

### ②具体的方策

ア 県民運動である「ココロねっこ運動」の更なる普及と実践を推進します。

イ 人権問題に関する啓発パンフレットの配布等の取り組みを継続して実施します。

ウ 人権・同和問題に関する視聴覚教材の充実・整備に努め、人権教育・啓発のため有効活用します。

エ 地域で活動している指導者などを対象に、地域と連携した組織づくりを進め、地域での人権教育を推進していく人材育成に努めます。

オ 公民館講座の開催など、社会教育の充実を図り、一生涯を通じた人権教育を推進します。

## (3) 職域

### ①現状と課題

企業や団体は自らに課せられた社会的責任を踏まえ、男女の雇用機会均等や職場におけるハラスメントの防止などに対処し、常に人権尊重を意識した行動に努めなければなりません。

### ②具体的方策

ア 職場団体等が人権教育・啓発のための社内研修を実施する場合は、講師の紹介や教材等の提供などの支援を行います。

イ 広報紙やホームページ等による情報発信を通じて、職場団体等における人権啓発活動に努めます。

## 2 町職員及び教職員における人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進にあたっては、町職員、教職員等人権に関わりの深い業務に従事する者に対する研修等の取り組みが不可欠です。

研修プログラム、研修教材の充実を図り、様々な人権問題を正しく理解し、正しい人権感覚を高める研修等を継続的に行うことが重要です。

### (1) 町職員

行政を担う職員は、様々な人権問題を正しく認識し、豊かな人権感覚を

身につけることは、各種行政サービスを適切に提供するうえで重要なことです。今後も職員の人権意識の醸成に努め、人権尊重の視点に立った適切な対応ができるよう人権研修を計画的に実施します。

## (2) 教職員

教職員は、人権教育を通して、子どもたちに豊かな人間性、人権を尊重する心を培っていくことも使命のひとつです。今後も様々な人権問題について、正しい理解と実践力を身につけるため、人権教育研究大会や各種研修会への教職員の参加を促進します。

## 3 基本指針の推進体制

### (1) 本町の推進体制

- ①本町は、行政、学校、家庭、地域などとの連携を図りながら、全庁体制で人権教育・啓発に取り組みます。
- ②第4章に掲げる個別課題の解決のために、それぞれの分野ごとに定めた個別計画や方針等に従って取り組みます。実施にあたっては、本基本指針の趣旨を踏まえ、常に検証しながら推進していくこととします。

### (2) 県、関係機関等との連携

- ①県との連携を図りながら、本町の人権教育・啓発施策を推進します。
- ②人権啓発ネットワーク協議会などの関係機関との連携を密にして、効果的な人権に関する事業の推進を図ります。

## 第4章 身近な課題と施策の推進

### 1 女性に関する問題

#### (1) 現状と課題

近年、女性を取り巻く環境が大きく変化し、女性自身の生き方や暮らし方なども急速に変わりつつあります。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や社会制度、慣習が見受けられ、男女の自由な活動や生き方の選択を妨げる要因になっています。

このような課題を解決するには、男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、男女が共に子育てなどの家庭生活における活動に積極的に参画することが必要です。

#### (2) 具体的施策の方向

第3次時津町男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進します。

- ① 能力・個性を育てる家庭教育の推進、男女共同参画意識を高める学校教育・幼児教育の推進及び学習機会の提供を図ります。
- ② あらゆる分野への男女共同参画社会の実現をめざし、以下に取り組みます。
  - ア 政策・方針を決定するための審議会等への女性の参画を促進します。
  - イ 家庭生活及び地域社会での男女共同参画を推進します。
  - ウ 雇用における男女平等を促進し、多様な就業形態に応じた労働環境の改善を図ります。
- ③ 健康で安心して暮らせる環境づくりをめざし、以下に取り組みます。
  - ア 母性保護・母子保健の充実、健康づくりの支援及び男女間における精神的・肉体的暴力の防止を図ります。
  - イ 子育て支援の充実、介護のための社会的支援の充実、高齢者・障害者（児）の生活安定と自立支援及びひとり親家庭の生活安定と自立支援を図ります。

## 2 子どもに関する問題

### (1) 現状と課題

近年、子どもたちの生活・教育環境は大きく変化しており、子どもの社会性の衰退、非行問題など、憂慮すべき多くの課題があります。特に、子どもに対する虐待は深刻で、身体的虐待のみならず、心理的虐待やネグレクトなどその態様は様々です。

このため、家庭、学校、地域等の関係機関が連携を深めて子どもを支えていくことが重要です。また、次代を担う子どもたちには、社会性や自立性、豊かな人間性、人権を尊重する心を培うことが求められ、今後も継続した人権教育を推進していくことが必要です。

### (2) 具体的施策の方向

社会全体で、子どもの発達と子育て支援を行う環境づくりを推進します。

- ① 放課後児童クラブや地域子育て支援センターとの連携など、地域住民自らが子育てを支援し、地域全体で子どもの成長を見守る体制や町民意識の醸成を図ります。
- ② 「ココロねっこ運動」を推進し、社会全体で子育てを支える意識の啓発に努めます。
- ③ 学校、児童福祉施設、行政などの連携により、児童虐待の早期発見、再発防止等に努めます。



- ④ 子どものインターネットの利用に伴う問題については、学校において、児童生徒に対し、情報社会における正しい知識や判断と犯罪に巻き込まれない対策やセキュリティの知識等を習得させる情報モラル教育に努めます。

### 3 高齢者に関する問題

#### (1) 現状と課題

令和4年3月末現在において、本町に住む65歳以上の高齢者は、全体の27.0%を占めており、今後も増加することが予想されます。

それに伴い、寝たきりや認知症、ひとり暮らしの高齢者の増加が懸念され、また、高齢者を対象とした悪徳商法や振り込め詐欺等の犯罪被害、介護疲れによる精神的・身体的虐待など、高齢者の人権侵害に関する問題が深刻化しています。

また、高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持った生活を送るためには、高齢者と若者の間の互助精神が大切です。そこで、このような現状を踏まえて、次の取組を推進します。

#### (2) 具体的施策の方向

- ① シニアクラブ活動やボランティア活動、世代間・地域間交流等を推進し、シルバー人材センター等の活用を支援します。

- ② 高齢者の自立支援のために、介護保険制度との整合性のもと在宅サービスの拡充を図り、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員など関係機関との連携を深めます。

- ③ 保健・福祉・医療の連携による「認知症」や「寝たきり」についての予防・相談・治療・介護等の支援対策を総合的に推進します。

要介護高齢者が地域社会の一員としていきいきと暮らすために地域の理解を深め、地域における教育・啓発活動を進めていきます。

- ④ 認知症などの高齢者を保護支援する「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の制度について啓発を行います。

また、認知症徘徊高齢者等の安全を確保し、家族の不安を軽減するため、地域の民生委員や警察などと連携した支援体制を整えることに努めます。

- ⑤ 生涯学習の充実

高齢者が生きがいと健康づくり、趣味や教養などの学習活動・社会奉仕などの活動に気軽に参加できるよう高齢者のニーズや経験に応じた講座等の提供等に努めます。

## 4 障害者に関する問題

### (1) 現状と課題

平成28年4月1日より、「障害者差別解消法」が全面施行され、障害のある人もない人も積極的に社会参加し、生き生きとした生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

障害のある人への合理的配慮と、障害のある人とない人との間に不均等な待遇を行わないことなどが求められています。また、障害者が自立した生活を送るためには、障害者及び障害者関係団体への支援や、地域住民との交流を図り、相互理解を深めていくことが必要です。

### (2) 具体的施策の方向

- ① 家庭や地域、学校、職場などあらゆるところで障害者への偏見や差別を解消し、正しい理解を深めていくために、多様な機会を通じて広報・啓発活動の促進を図ります。
- ② 「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の周知に努め、行政をはじめ、学校、職場及び町民が法や条例の趣旨を遵守した取り組みの推進を図ります。

## 5 同和問題

### (1) 現状と課題

同和問題の解消に向けてこれまで培ってきた啓発活動の成果等踏まえ、同和問題を重要な人権問題のひとつとして、今後も積極的に同和教育・啓発を推進していかなければなりません。

### (2) 具体的施策の方向

- ① 「人権・同和問題啓発強調月間」(11月11日～12月10日)や「人権週間」(12月4日～12月10日)を中心として、関係団体と連携した啓発活動を実施します。
- ② 学校や地域の実情を踏まえ、児童生徒の発達段階などに配慮しながら、すべての教育活動を通して、学校教育における効果的な人権・同和教育を進めます。また、教職員の研修への参加を促進し、児童・生徒への指導力の向上に努めます。さらに、学校、家庭、地域が連携して子どもを育むことで、人権尊重の意識を家庭や地域に浸透するように努めます。
- ③ 人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるために、人権教育関係団体と連携を密にし、社会教育関係団体等を対象に人権・同和問題に対する研修会を開催します。また、人権・同和問題についての学習を各種講座や学級に計画的に位置づけるよう働きかけるとともに、ビデオやDVDなどの人権教育のための視聴覚資料の充実を図ります。

## 6 外国人に関する問題

### (1) 現状と課題

外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生しています。これらの偏見や差別意識は、国際化の進展などにより、外国人に対する理解が進み、改善の方向に向かっていますが、未だに外国人差別につながる問題が存在しています。

長崎県は、古くから近隣諸国との交流が盛んな土地柄であり、多くの外国人旅行者等が長崎県を訪れています。このような状況から、国籍や人種の異なる人達の文化や言葉、習慣などを認め合い、共に暮らしていける環境、地域づくりが求められています。

### (2) 具体的施策の方向

- ① 諸外国の人達との交流の機会を創出して、国際感覚豊かな人材の育成と文化が共有できるまちづくりを推進します。
- ② 地域社会において、標識、案内板、公共施設等における外国語表記を促進し、地域情報や災害情報などの情報発信を進め、本町の在住する外国人が暮らしやすく、観光で訪れる外国人に対して、ホームページやパンフレットの外国語表記や訪れやすい優しいまちづくりに取り組みます。

## 7 犯罪被害者等に関する問題

### (1) 現状と課題

犯罪被害者等は、生命、財産を奪われるといった直接的な被害だけでなく、周囲からの配慮に欠けた対応による精神的被害、医療費の負担や失業等による経済的損失、取材や報道によるプライバシーの侵害等から発生する深刻なストレス等、副次的な被害が生じることも少なくありません。

誰もが犯罪の被害者になる可能性がある今日、犯罪被害者の心情や困難な立場を理解し、社会的な課題として取り組む必要があります。

### (2) 具体的施策の方向

- ① 警察機関等との連携を密にし、犯罪被害者への総合的な支援を行います。また、犯罪被害者の心情を理解し、社会的な人権問題として認識を深めるための広報啓発活動を進めます。
- ② 犯罪被害者の相談支援については、公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターや法テラスなど関係機関との相談業務の連携を深め、問題の早期解決に努めます。

## 8 高度情報化社会に関する問題

### (1) 現状と課題

情報化社会の進展により、インターネットの利用人口が急激に増加する中、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権を侵害する事例が増加しています。また、携帯電話やスマートフォンの普及により、個人情報の不適正な取扱いや流出問題等が生じています。

インターネットの利便性の一方に存在する危険性について理解を深め、その活用の方法、情報モラル、自制心の育成など基本的な資質の向上が求められています。

## (2) 具体的施策の方向

- ① インターネット等による人権侵害に関する相談について、地方法務局や県など関係機関との連携・協力を図り、問題の適切な解決に努めます。
- ② 学校教育等の中で、情報モラルについての教育を推進していきます。また、家庭や地域に対しても情報モラルやルールについての啓発を進め、適切なインターネットの利活用を促します。
- ③ 個人情報の管理運用に関し、町職員・教職員等の意識向上を図り、個人の権利利益を保護します。

## 9 様々な人権問題

これまで明らかにしてきた人権問題以外にも、以下に掲げる問題が存在します。これらの問題を解決するためには、町民一人ひとりが正しい知識と理解を深めることが大切です。

### (1) 原爆被爆者等

原爆被爆者の高齢化の進行に伴い、地域の医療・福祉団体等の相互連携の強化や、地域の実情に応じた援護対策の充実が求められています。また、地域社会に依然として存在する原爆被爆者や2世への偏見などをなくすために、歴史を学び正しい認識を育てていく環境づくりが必要です。

このために、保健・医療・福祉の総合的な援護対策の充実や、国・県の動向を踏まえた援護対策、人権に関する様々な学習の場の提供について、地域の実情に応じた施策の展開を進めていきます。

### (2) 性的マイノリティ

性的マイノリティとは、からだの性とところが一致しない、あるいは違和感を持っているといった性同一性障害の人や、同性愛者、両性愛者など、性に関して少数派の人達の総称です。このような人たちは少数であるがために、社会において十分な理解が得られず、偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。

性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくすため、固定的

な考えではなく、性的多様性を認め合うことが重要です。

地域や職場において、性的マイノリティの存在を正しく認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるために、啓発資料の配付等を通じて、広く町民へ教育・啓発を進めていきます。

また、児童生徒への心情に配慮した対応、相談体制の充実を図っていきます。

### (3) HIV感染者等

わが国においては、いわゆるエイズ予防法が1989年（平成元年）に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が1999年（平成11年）に施行され、エイズ患者の人権の保護がうたわれています。エイズは感染する経路が限られており、感染した人と一緒にいても日常生活の中の接触で感染することはありません。このため、広く正しい知識を身に着ける啓発運動を今後も進めていきます。

### (4) ハンセン病回復者等

ハンセン病とは、らい菌によって引き起こされる病気で、「人に感染しやすい病気」という誤った理解が社会に広められました。しかし、らい菌の感染力は非常に弱く、感染することは極めてまれで、治療薬の開発により現在では確実に治せる病気となっています。しかしながら、病気に対する誤解や無理解が依然として社会の中に根強く残っており、ハンセン病に対する正しい知識と理解の啓発に今後とも努めます。

### (5) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強いものがあり、就職に際しての差別、住居等の確保の困難や悪意のある噂の流布などの問題がおきています。再犯性の高い麻薬や性犯罪者等の管理体制を関係機関と連携するとともに、刑を終えて出所した人などが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むために、本人の強い更生意欲や家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。このため、自立を援助する保護司など関係機関の活動を支援し、これらの人々に対する偏見や差別をなくすために啓発活動に努めます。

### (6) 災害時における人権尊重

大規模な災害の発生にともなって長期にわたる避難生活を余儀なくされる場合、避難所等においては、特に高齢者や障害のある人、乳幼児等に対する配慮が求められます。また、プライバシーの確保や女性及び子育てが必要な方のニーズに対応した設備や防犯体制の構築も必要です。

このため、時津町地域防災計画に基づき、各種機関との連携・役割分担を図りながら、災害時における人権に配慮した対策を講じていきます。

## 時津町人権教育・啓発基本指針

---

発行日 平成 31 年 3 月  
第 1 次改訂 令和 4 年 4 月

発 行 長崎県時津町  
〒851-2198  
長崎県西彼杵郡時津町浦郷 274-1  
TEL 095-882-2211  
FAX 095-881-2764  
<http://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>

企画・編集 時津町福祉部福祉課

---